

変更届が必要な項目及び提出書類一覧表

様式	根拠法令及び変更事項		法第29条第1項						法施行規則第15条第2項 (幼保連携型認定こども園のみ対象)			
	設置者名設置者住所	代表者氏名	施設名※1	施設住所	利用定員※2	施設長氏名※3	教育・保育の目標及び内容	子育て支援事業※4	施設の目的	建物設備	園則の内容	経費の見積り及び維持方法
認定こども園変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○				
幼保連携型認定こども園変更届出書			○※5	○※5					○	○	○	○
別添2子育て支援事業計画書								○				
別添3職員配置及び学級編制計画書					○※6					△		
別添4園長となるべき者の履歴書						○※7						
別添5園舎等及び園庭の配置表／建物等及び屋外遊技場の配置表				○	△					○		
別添6食事の提供計画書				○※8						○※8		
別添12設置者についての確認書		○										
定款又は寄付行為（法人のみ）	○※9											
園則（兼運営規程）	△	△	○	△	○	△	○	○	○	△	○	
直近3年の決算書及び予算書												○※10
理事会（評議員会）議事録	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

- 変更が行われる日までに、**あらかじめ**提出してください。
- 別添の提出が必要な変更事由の場合、それに付随する関係書類についても提出してください。また、必要に応じて上記以外の書類についても求める場合があります。
- 園則については、各項目の変更に伴って変更する場合がありますので、△としています（園則に記載すべき必須項目に該当するものは○にしています）。園則を変更した場合は、併せて届出をしてください。
- 理事会（評議員会）議事録については、理事会及び評議員会での決議が不要の場合もあるので、△としています。

- ※1 分園に施設名を設けており、その名称が変わる場合についても、届出対象となります。
- ※2 認可定員を指します。
- ※3 園長を指します。なお、法26条で規定されている幼保連携型認定こども園の施設長氏名の届出（学校教育法第10条の準用）については、法第29条第1項に規定する届出の提出を以て、届出があったものとします。
- ※4 法施行規則第2条で定める5つの事業のうち、認定こども園として実施しているものが対象です。
- ※5 施設名及び施設住所を変更する場合、認定こども園変更届出書及び幼保連携型認定こども園変更届出書の両方を提出する必要があります（添付書類は共通とします）。
- ※6 資格を証明する資料（履歴書及び幼稚園教諭免許状、保育士証等の写し）は、届出時、申請時又は前回変更時から新たに採用した職員のみ添付してください。（なお、3歳児学級の定員を変更した結果、定員が25人を超える場合は、事前協議が必要です。）
- ※7 設置者が、園長又は認定こども園の長を同等の資格を有すると認めることで任命をする場合、同等の資格を有すると認める旨の書類を併せて提出してください。
- ※8 変更内容が食事提供に係る場合（調理室の設置等）についてのみ、提出してください。
- ※9 設置者が法人以外の場合は、変更内容が分かる書類を添付してください。
- ※10 届出時、申請時に提出した直近3年の決算書及び予算書の内容に変更がある場合のみ、提出してください。（毎年、決算書及び予算書の提出を求めるものではありません。）